

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成27年2月5日（平成27年（行個）諮問第15号）

答申日：平成28年8月30日（平成28年度（行個）答申第86号）

事件名：特定公共職業安定所における本人に係る求職票及び求職管理情報の開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

特定公共職業安定所における請求者（申請者）の求職票及び求職管理情報の全て（以下「本件対象保有個人情報」という。）の開示請求につき、その全てを開示した決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、平成26年9月9日付け新労発安0909第1号により新潟労働局長（以下「処分庁」という。）が行った全部開示決定（以下「原処分」という。）について、保有個人情報の開示内容が不足していることから、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

法律の趣旨から考えて保有個人情報の開示内容が不足している。全部開示の決定に反している。

求職管理情報（一覧表示）のNo. 1～No. 30の中で、No. 1（問題点・留意事項）、No. 2（相談状況）、No. 6（相談状況）、No. 8（求職条件変更状況）、No. 12（相談状況）、No. 13（相談状況）、No. 14（相談状況）、No. 16（相談状況）、No. 18（相談状況）、No. 20（相談状況）、No. 27（補足情報）、No. 28（備考）、No. 29（求職条件変更状況）が、個別のページの開示が行なわれておらず、全部開示ではない。

新潟労働局内で処理を行なった人間が杜撰な対応をしており、一覧表示は、情報の項目にあたる表示を一括して表示しているにすぎない。項目内容が表示されている以上、一覧表示にリンクされているページが存在している。手元には、上記箇所の個別のページが存在していない。

また、特定月日 a 夕方に、特定公共職業安定所で、特定市の特定会社 A の工場の 2 箇月のモップ清掃のアルバイトについて、特定官職の特定職員に対して、職業相談を行なっているが、求職票（紙によるもの）及び求職管理情報にその記述が見当たらない。特定月日 b に、特定公共職業安定所へ夕方求人検索を行なった後、総合窓口にいる本人に問い質しても適切な答えを返ってこず。

開示内容から新潟労働局側の不当な方針を感じることができる。

(2) 意見書

諮問庁の理由説明書について、審査請求人は承服しかねる。

(中略)

特定年月日 a に、特定公共職業安定所へ出向き、求人検索を総合窓口のいた民間の嘱託の相談員の A という男性職員に告げ、いつも使用している 9 番機の検索機番号のついたカードをもらい、その検索機のパソコンで求人検索を行なった。この数日間気になっていた特定会社 B の求人票をプリントアウトし、特定時分 a に入所して特定時分 b に求人検索を行なったのち、ハローワークカードを総合窓口にいる相談員の A という男性職員に差し出している。その時、受付番号 4 4 のカードをもらい、すぐに職業相談の 6 番窓口の特定官職の特定職員が対応に当たった。

これは重大な規律違反だということは、この理由説明書をお書きになった厚生労働省職員は、理解していない。この特定職員は、「特定官職」の肩書きをつけながら、ハローワークカードにより、審査請求人の特定年月日 a の受理年月日の求職票がそもそも存在していない以上、この職員は、審査請求人の特定公共職業安定所での職業相談を受けても、求職紹介をここ 1 年ほど慎重になっており（もともと、この職安では、審査請求人に対して、求職紹介以外の支援はなく、審査請求人が求人を行なっている会社に対しての問い合わせを、窓口の職員が応じているにすぎず）、求職紹介を求めてこないだろうと、受理の手続きを一切行っていない。

(中略)

審査請求人の特定公共職業安定所における求職管理情報（一覧表示）で、全面開示と言えるのか。いささかの疑問を持たざるを得ない。

厚生労働省（諮問庁）の理由説明書によると、「ハローワークシステムにおいて、求職票は記録されている情報が全て表示されるが、求職管理情報については、「一覧表示」と「詳細表示」の 2 種類の表示方法があり、いずれも記録されている同一の情報が表示されるものである。ただし、記録されている情報の文字数が一定数以上となる場合は、一覧表示においては、項目内容欄に情報の一部が表示しきれない状態となるため、詳細表示によりその情報の全てを表示することができる。このため、

本件対象保有個人情報に係る求職管理情報は、ハローワークシステムの一覧表示による情報部分と、同表示の項目内容欄に表示しきれない情報についての詳細表示による情報部分とを合わせた当該求職者に係る全ての情報としている。」と説明している。

この説明は、規律・規範なのか。

法には、諮問庁である厚生労働省の述べているようなことは記載されていない。求職管理情報は、法の3章の個人情報ファイルにあたるらしいが、この説明は厚生労働省又は国が一律に決定した規律・規範であるため、一般人である審査請求人は、従う義務はそもそもない。法に規定されている内容で、厚生労働省の説明通りの法文が存在した場合の法律の委任により、政令以下の規律・規範になれば、審査請求人は従う義務はない。法14条（保有個人情報の開示義務）の適用除外条項にも存在しない。

ただ、法24条1項（開示の実施）に「（前略）電磁的記録に記録されているときはその種別、情報化の進展状況等を勘案して行政機関が定める方法により行う。」とあるが、これをどこまで厚生労働省側の主張がここに記述があるとし、審査請求人の審査請求を棄却できる根拠となりえるか。

特定公共職業安定所の特定官職の特定職員は、「一般職業紹介業務取扱要領」に基づく求職の申し込みの受理を行わず、個人的判断に基づき、単に、審査請求人の求職の相談に話しを聞いたのに過ぎず、審査請求人が問い合わせをお願いした会社にも本当に電話を架けたか否か不明な状態が生まれている以上、棄却すべきでない。

（後略）

（添付資料省略）

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

本件審査請求は、審査請求人である開示請求者（以下、第3の項において「請求人」という。）が平成26年8月18日付け（同日受付）で行った「特定公共職業安定所における請求者（申請者）の求職票及び求職管理情報のすべて」の開示請求に対し、処分庁が平成26年9月9日付け新労発安0909第1号により行った全部開示決定を不服として、同年11月7日付け（同月10日受付）で提起されたものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求に関し、法18条1項の規定により全部開示とした原処分は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきものとする。

3 理由

（1）本件対象保有個人情報について

公共職業安定所においては、職業安定業務の遂行のために全国をオンラインで接続して運用しているコンピューターシステム（以下「ハローワークシステム」という。）に、求職者から申し込まれて受理した求職申込書の内容等を求職票として、当該求職者に係る相談、援助等の履歴や内容等に関して職員間で共有すべき情報を求職管理情報として、それぞれ電磁的に記録している。

ハローワークシステムにおいて、求職票は記録されている情報が全て表示されるが、求職管理情報については「一覧表示」と「詳細表示」の2種類の表示方法があり、いずれも記録されている同一の情報が表示されるものである。ただし、記録されている情報の文字数が一定数以上となる場合は、一覧表示においては項目内容欄に情報の一部が表示しきれない状態となるため、詳細表示によりその情報の全てを表示することができる。

このため、本件対象保有個人情報に係る求職管理情報は、ハローワークシステムの一覧表示による情報部分と、同表示の項目内容欄に表示しきれない情報についての詳細表示による情報部分とを合わせた当該求職者に係る全ての情報としている。

（2）請求人の主張について

請求人は、審査請求の理由として、審査請求書の中で、「求職管理情報（一覧表示）のNo. 1～No. 30の中で、No. 1（問題点、留意事項）、No. 2（相談状況）、No. 6（相談状況）・・・No. 29（求職条件変更状況）が、個別の開示が行われておらず、全部開示ではない。一覧表示にリンクされているページが存在している。手元には、上記箇所の個別のページが存在していない。」「特定月日aに、特定公共職業安定所で、特定市の特定会社Aのアルバイトについて、職業相談を行っているが、求職票及び求職管理情報にその記述が見当たらない。」等と主張している。

しかしながら、上記（1）で述べたとおり、請求人に係る求職票及び求職管理情報については全ての情報を本件対象保有個人情報としているものであり、原処分において開示した情報に含まれていない情報は存在しない。

また、請求人が主張する特定日aの職業相談の記録については、諮問庁において、当該相談の情報がハローワークシステムに記録されているかの確認を行ったが、その情報に関する記録の存在は確認できなかった。

4 結論

以上のとおり、原処分における本件対象保有個人情報の特定は妥当であり、本件審査請求は棄却すべきと考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | |
|--------------|-------------------|
| ① 平成27年2月5日 | 諮問の受理 |
| ② 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ 同年3月10日 | 審査請求人から意見書及び資料を收受 |
| ④ 平成28年7月14日 | 審議 |
| ⑤ 同年8月26日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、特定公共職業安定所における請求者（申請者）の求職票及び求職管理情報の全て（本件対象保有個人情報）の開示を求めるものであり、処分庁は、その全部を開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、保有個人情報の開示内容が不足しており、全部開示の決定に反していると主張する。

諮問庁は、原処分を維持することが妥当であるとしていることから、以下、原処分の妥当性について検討する。

2 原処分の妥当性について

- (1) 審査請求人は、審査請求書において、「求職管理情報（一覧表示）のNo. 1～No. 30の中で、No. 1（問題点・留意事項）、No. 2（相談状況）、No. 6（相談状況）、No. 8（求職条件変更状況）、No. 12（相談状況）、No. 13（相談状況）、No. 14（相談状況）、No. 16（相談状況）、No. 18（相談状況）、No. 20（相談状況）、No. 27（補足情報）、No. 28（備考）、No. 29（求職条件変更状況）が、個別のページの開示が行なわれておらず、全部開示ではない。」と主張する。

- (2) これに対し諮問庁は、理由説明書において、おおむね以下のとおり説明する。

ハローワークシステムにおいて、求職票は記録されている情報が全て表示されるが、求職管理情報については「一覧表示」と「詳細表示」の2種類の表示方法があり、いずれも記録されている同一の情報が表示されるものである。ただし、記録されている情報の文字数が一定数以上となる場合は、一覧表示においては「項目内容」欄に情報の一部が表示しきれない状態となるため、詳細表示によりその情報の全てを「コメント」欄に表示することができる。

このため、本件対象保有個人情報に係る求職管理情報は、ハローワークシステムの一覧表示による情報部分と、同表示の「項目内容」欄に表示しきれない情報についての詳細表示による情報部分とを合わせた当該求職者に係る全ての情報としている。

- (3) 当審査会において、諮問庁から、審査請求人が開示されていないと主

張する部分の情報をハローワークシステムにおいて詳細表示した画面をプリントアウトしたものの提示を受けて確認したところ、原処分により開示したハローワークシステムの一覧表示による「項目内容」欄に記録されている情報と詳細表示による「コメント」欄に記録されている情報は、同一のものであると確認できることから、審査請求人が開示されていないと主張する部分の情報は、原処分において全て開示されていると認められる。

(4) また、審査請求人は、審査請求書において、「特定月日 a 夕方に、特定公共職業安定所で、特定市の特定会社 A の工場の 2 箇月のモップ清掃のアルバイトについて、特定官職の特定職員に対して、職業相談を行なっているが、求職票（紙によるもの）及び求職管理情報にその記述が見当たらない。」と主張する。

(5) 当審査会事務局職員をして、仮に、審査請求人が、特定月日 a に職業相談を行っていた場合に、その情報がハローワークシステムに記録されなかった理由について諮問庁に確認させたところ、おおむね以下のとおり説明する。

ア 求職の有効期間は、求職申込みを行った日の属する月の翌々月の末日（求職を受理した日から 2 か月経過後の月末）であり、有効期間満了後は、当該求職は無効となる。

イ 本件の場合、特定月日 a 時点で、審査請求人の求職は無効となっていた。

ウ 求職が無効であった場合に改めて求職の申込みがなされたときは、希望条件等の求職データの内容及び再求職の理由を確認し、ハローワークシステムの「求職の再受理処理」を行った上で、ハローワークシステムの「相談記録処理」により職業相談等の内容を入力することとなっているが、職業相談等を行ったものの、求職の申込みの意思が確認できない（希望条件等の求職データの内容及び再求職の理由を確認できない等）場合は「求職の再受理処理」を行わないため、「相談記録処理」により職業相談等の内容を入力しない。

したがって、審査請求人が、特定月日 a に職業相談を行っていたとしても、何らかの理由により、「求職の再受理処理」が行われていなければ、職業相談の内容はハローワークシステムに記録されない。

(6) 理由説明書において、諮問庁は、審査請求人が主張する特定月日 a の職業相談の記録については、諮問庁において、当該相談の情報がハローワークシステムに記録されているかの確認を行ったが、その情報に関する記録の存在は確認できなかつたと説明する。

上記(5)の諮問庁の説明を踏まえると、審査請求人が記録されていないと主張する特定月日 a に職業相談を行った際の情報が、ハローワー

クシステムに記録されていないとしても特段不自然，不合理であるとは認められず，これを覆すに足る事情も見当たらない。

(7) したがって，本件対象保有個人情報の開示請求につき，処分庁が不開示とした部分は存在しないのであって，その全部を開示した原処分にな当な点は認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は，その他種々主張するが，いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから，本件対象保有個人情報の開示請求につき，その全てを開示した決定については，審査請求人が主張する不開示部分は存在しないため，妥当であると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子，委員 葭葉裕子，委員 渡井理佳子